

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の国民年金納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間が未納とされていた。昭和 50 年ころ、A 市役所窓口で国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納付するために市役所に行った記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ころ A 市役所窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間について保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したとする時期、方法などについての申立人の記憶は曖昧で、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

また、手帳に記載された資格取得年月日（昭和 56 年 2 月 4 日）から、50 年ころ加入手続を行ったとする申立人の主張とは矛盾する。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 10 月 1 日の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月24日から同年6月2日まで

私は、A社（現在のB社）C支店に昭和22年3月24日から勤務していた。社会保険庁の記録では同年6月2日が資格取得日となっており、申立期間の加入記録が確認できない。在籍証明書も有り、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「在籍証明書」では、昭和22年3月24日採用、59年6月30日退職となっており、申立人が申立期間についてA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、会社が提出した人事記録及び同期入社と同僚が所持する職員手帳には、昭和22年3月24日A社C支店職員養成所入所、同年6月2日A社入社と記載されている上、申立人と同時に入社したと認められる複数の者は、申立人の資格取得年月日（昭和22年6月2日）と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、事業主は、同年6月2日のA社入社日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

さらに、事業主は、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明としており、ほかに申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月24日から同年6月2日まで

私は、A社（現在のB社）C支店に昭和22年3月24日から勤務していた。社会保険庁の記録では同年6月2日が資格取得日となっており、申立期間の加入記録が確認できない。退職証明書も有り、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「退職証明書」では、昭和22年3月24日入社、62年6月30日退職となっており、申立人が申立期間についてA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、会社が提出した人事記録及び同期入社と同僚が所持する職員手帳には、昭和22年3月24日A社C支店職員養成所入所、同年6月2日A社入社と記載されている上、申立人と同時に入社したと認められる複数の者は、申立人の資格取得年月日（昭和22年6月2日）と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、事業主は、同年6月2日のA社入社日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

さらに、事業主は、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明としており、ほかに申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月24日から同年6月2日まで

私は、A社（現在のB社）C支店に昭和22年3月24日から勤務していた。社会保険庁の記録では同年6月2日が資格取得日となっており、申立期間の加入記録が確認できない。在籍証明書も有り、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「在籍証明書」では、昭和22年3月24日採用、63年6月30日退職となっており、申立人が申立期間についてA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、会社が提出した人事記録及び同期入社と同僚が所持する職員手帳には、昭和22年3月24日A社C支店職員養成所入所、同年6月2日A社入社と記載されている上、申立人と同時に入社したと認められる複数の者は、申立人の資格取得年月日（昭和22年6月2日）と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、事業主は、同年6月2日のA社入社日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

さらに、事業主は、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明としており、ほかに申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月24日から同年6月2日まで

私は、A社（現在のB社）C支店に昭和22年3月24日から勤務していた。社会保険庁の記録では同年6月2日が資格取得日となっており、申立期間の加入記録が確認できない。在籍証明書も有り、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「在籍証明書」では、昭和22年3月24日採用、平成4年10月31日退職となっており、申立人が申立期間についてA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、会社が提出した人事記録及び同期入社と同僚が所持する職員手帳には、昭和22年3月24日A社C支店職員養成所入所、同年6月2日A社入社と記載されている上、申立人と同時に入社したと認められる複数の者は、申立人の資格取得年月日（昭和22年6月2日）と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、事業主は、同年6月2日のA社入社日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

さらに、事業主は、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明としており、ほかに申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 24 日から同年 6 月 2 日まで

私は、A社（現在のB社）C支店に昭和 22 年 3 月 24 日から勤務していた。社会保険庁の記録では同年 6 月 2 日が資格取得日となっており、申立期間の加入記録が確認できない。退職証明書も有り、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「退職証明書」では、昭和 22 年 3 月 24 日入社、58 年 12 月 31 日退職となっており、申立人が申立期間についてA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、会社が提出した人事記録及び申立人が所持する職員手帳には、昭和 22 年 3 月 24 日A社C支店職員養成所入所、同年 6 月 2 日A社入社と記載されている上、申立人と同時に入社したと認められる複数の者は、申立人の資格取得年月日（昭和 22 年 6 月 2 日）と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、事業主は、同年 6 月 2 日のA社入社日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

さらに、事業主は、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明としており、ほかに申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。